

○高知県警察術科訓練安全管理要綱の制定について(通達甲)

平成28年 3月18日

警務発第322号

改正 平成31年 3月28日警務発第310号

部長及び参事官

所属長

10年保存(口訓)

県警察における術科訓練の安全管理については、「高知県警察術科訓練安全管理要綱の制定について(例規)」(平成26年 3月17日教養発第141号)に基づき運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察術科訓練安全管理要綱」を定め、平成28年 4月 1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察術科訓練安全管理要綱

第1 目的

この要綱は、高知県警察術科訓練規程(平成26年3月本部訓令第10号)第2条に規定する術科について、訓練の安全管理体制及び安全管理の措置基準を定めることにより、訓練における受傷事故の防止及び保健管理の適正を図ることを目的とする。

第2 術科安全管理委員会

1 設置

術科訓練における受傷事故の防止及び保健管理の適正を期し、安全かつ効果的な訓練(試合、検定、競技及び審査を含む。以下同じ。)を推進するため、県本部に術科安全管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
- (3) 安全意識の高揚に関すること。
- (4) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。

3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

委員 人材育成課長、厚生課長その他委員長が必要と認める所属長

4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員会の事務は、人材育成課において処理する。

第3 術科安全管理者

1 指名

術科訓練における安全管理を具体的に推進するため、人材育成課長、捜査第一課長、免許センター長、交機隊長、高速隊長、機動隊長、警察学校長及び署長を術科安全管理者(以下「安全管理者」という。)に指名する。

2 安全管理者の任務

安全管理者は、委員会の指示及び助言に基づき、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 別添の「安全管理の措置基準」の実施及び指揮監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚の実施に関すること。
- (5) その他術科訓練の安全管理上必要と認める事項

第4 安全管理に関する術科指導者等の任務

術科の指導に当たる者(以下「術科指導者等」という。)は、安全管理の措置基準を遵守するとともに、安全管理者の指揮を受け、訓練の指導に当たらなければならない。この場合において、術科指導者等が他の所属において術科訓練を指導するときは、当該所属の安全管理者の指揮に従うものとする。

第5 術科訓練者の心構え

術科訓練者は、術科訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導者等の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制ある訓練を行わなければならない。

別添

安全管理の措置基準

第1 共通事項

1 人的管理

- (1) 訓練者の健康状態、術科技能、体力、段級位、性格、訓練参加度、既往症等を把握し、訓練上支障のある者の発見に努め、必要に応じて事前に医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 訓練者の年齢、体力、技能等に応じた計画を立て、十分な準備の下に行うこと。
- (3) 訓練に際しては、訓練者数、訓練場所、訓練内容等を考慮し、適宜、班を編成して統制のある訓練を行うこと。
- (4) 各種訓練に際しては、無理な方法で危険な技等を行わせないこと。
- (5) 訓練中の指導・監視体制を確立して常に訓練者の動静に注意し、異常を認めたときは、訓練を中止させるなどの措置を執ること。
- (6) 救急措置の研究及び救急措置体制の整備をしておくこと。
- (7) 技能に応じ、基本に忠実な訓練を行うこと。
- (8) 平素の訓練から遠ざかっていた者が訓練に参加するときは、急激な訓練を行わせないこと。
- (9) 高年齢者には、体力の過信をさせないこと。

2 物的管理

- (1) 訓練を行う場所は、訓練に適した照明、採光、通風、換気及び防湿を確

保するとともに、床面、畳、腰板部、消火設備等を入念に点検し、破損箇所等を発見したときは、早急に補修・整備の措置又は手続をとること。

- (2) 用具、防具等は、使用前後に必ず点検するとともに、必要に応じて点検を行い、異状を認めたときは、補修を行うまで使用を禁止すること。
- (3) 道場又は体育館には、訓練に不要な物品を置かないこと。
- (4) 冬期においては、保温に留意すること。
- (5) 服装、用具、防具等は、訓練者の体格にあった物を着装及び使用させること。

第2 科目別事項

1 けん銃操法訓練

- (1) 射撃場において訓練実包による射撃訓練を行うときの措置

ア 訓練者には、いかなる場合においても、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第14条に規定する安全規則及び「高知県警察拳銃訓練推進要綱の制定について(通達甲)」(平成28年3月18日警務発第321号。以下「拳銃訓練要綱」という。)を厳守させるとともに、拳銃訓練要綱第3に定める訓練立会責任者、実射訓練指揮官及び訓練指導者(以下「指導者等」という。)による指示を確実に実行させること。

イ 射撃訓練時には、聴器障害予防のため必ず耳栓を使用すること。また、射撃訓練時における指導者等の指揮の位置及び勤務体制の改善等に配慮するとともに、聴力検査による聴力障害者の早期発見に努めること。

ウ 射撃訓練時には、確実に射撃場内の換気装置を起動させ、換気に留意すること。また、射撃場内では、鉛害防止のためにマスクの着用を努めること。

エ 射撃訓練の終了直後に、必ず手洗い及びうがいを励行させること。

オ 冬期における訓練は、手のかじかみに起因する事故を防止するため、特に保温に留意すること。

- (2) けん銃操法訓練を行うときの措置

けん銃操法訓練((1)の場合を除く。)は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び拳銃訓練要綱に定めるもののほか、次に定めるところにより行う。

ア 指導者等の位置等

(ア) 立会責任者は、訓練に立ち会い、訓練全般を見渡せる安全な場所に位置すること。

(イ) 訓練指導者は、訓練者から向かって右斜め又は左斜め前方に位置し、訓練者の正面に何人も立ち入らせないようにすること。ただし、

特殊訓練弾による訓練を行うときは、訓練者の後方ほぼ中央に位置する。

- (ウ) 補助者は、訓練者から向かって右斜め又は左斜め前方に位置することとするが、随時、訓練者の後方を移動しながら、操法の個別指導及び矯正を行うこと。ただし、特殊訓練弾による訓練を行うときは、訓練者の後方に位置する。

イ 訓練開始前の措置

- (ア) 訓練は、回転式拳銃と自動式拳銃の携帯者別に、訓練場所及び時間を異にして行うよう努めること。やむを得ず同時に訓練を行うときは、銃種による班を編成して行うこと。
- (イ) 訓練は、拳銃吊りひもを装着して行うこと。
- (ウ) 「弾抜け」及び「弾込め」は訓練員を1列横隊にして、指導者等の指揮により一斉に行うこと。

ウ 訓練中の措置

- (ア) 指導者等は、訓練者全員が号令による操法が終わったことを確認した後に、次の操法の訓練を行うこと。
- (イ) 指導者等が操法の模範を示して説明するときは、必ず弾倉の点検をすること。

(3) 特殊訓練弾による射撃訓練を行うときの措置

ア 特殊訓練弾による射撃訓練は、(1)及び(2)を準用する。

イ 跳弾による受傷事故等の防止のため、訓練者の間隔及び標的と訓練者の距離を十分に取り、標的には跳弾防止のための措置を執ること。

2 逮捕術訓練

- (1) 訓練者には、事故防止のため基本的な準備運動を実施させ、受身、体さばき、足さばき、縄とび、腕立て伏せ等により、敏捷性、柔軟性、持久力等を習得するように反覆した訓練を行わせること。
- (2) 訓練者には、前突き及び前蹴りの反覆訓練により、攻撃、防御の基本動作を習熟させること。
- (3) 多数の訓練者が同時に訓練するときは、訓練の種目及び内容に応じて必要な間隔を十分にとること。
- (4) 防具を着用して訓練を行うときは、緩衝材等を用いた面下等の後頭部への衝撃を緩和するための保護用具及び訓練シューズを着用すること。
- (5) 指導者は、打突の訓練を行うときは打突の部位、方法及びその程度について、逆わざの訓練を行うときは逆わざの施術の方法及びその効果の判断について模範を示し、その限界を理解させた上で訓練を行うこと。ただし、

防具を着用しないで、警棒打ち突き、当て身又は警じょう打ち突きの訓練を行うときは、相手の身体に触れることのないように動作を止めること。

3 柔道訓練

- (1) 初心者には、受身訓練の必要性和安全かつ合理的な投げ方を認識させるため、指導者が模範を示してから相互の訓練を行うこと。
- (2) 道場の面積と訓練人員を勘案し、必要に応じ、乱取りと寝技の訓練を区分して行うこと。
- (3) 初心者には、柔道の基本技である作り（崩し）及び掛けの原理を理解させ、正しい技のかけ方及び防ぎ方を習熟する訓練を行わせること。
- (4) 初心者には、指導者が巻き込み等の危険な技について模範を示し、その危険性を正しく理解させ、努めてこれらの技をかけないように訓練を行わせること。
- (5) 変則な姿勢又は強引な組み方をする者は、直ちに矯正し、正しい姿勢による円滑な体の運用及び柔軟性に富んだ力の用法についての訓練を行わせること。
- (6) 頭部の受傷防止のため、首の準備運動を十分行うとともに、正しい受身を習得させる訓練を行うこと。
- (7) 冬期の訓練は、準備運動を入念に行うとともに、寝技により身体を柔らかくしてから乱取りを行うこと。
- (8) 高年齢者には、年齢、体力に応じた訓練内容及び訓練量を指定し、無理な訓練又は試合は行わせないこと。

4 剣道訓練

- (1) 剣道具を正しく着装し、定められた部位を正確に打突する訓練を行うこと。
- (2) 初心者には、基本動作（構え、足さばき）を習得するように訓練を行わせること。
- (3) ひび割れ等が生じた竹刀は使用しないこと。
- (4) アキレス腱の損傷防止のため、下半身の準備運動を入念に行うこと。特に、訓練の長期中断、心身の疲労、体重の増加等により傷害が発生することが多いので、このようなときは、素振り、剣道形等の訓練にとどめ、急激な訓練は行わないこと。
- (5) 耳の損傷防止のため、手拭い等で頭部を覆うときは耳には当てず、面垂は耳に密着させず余裕を持たせて着装すること。
- (6) 肘の打撲傷防止のため、サポーター、肘当て等を使用すること。
- (7) 面具、小手具等の消毒を励行すること。

5 体育訓練

体育訓練の安全管理の措置基準は、便宜上、訓練が予想される体育訓練(運動競技)、水泳、登山及び走訓練に区分する。

(1) 体育訓練(運動競技)

- ア 体育、競技の各種目に応じた訓練を行い基本的な練習法を習熟すること。
- イ 正しい用具の用法に基づいた訓練を行うこと。
- ウ グラウンドの小石等の危険物は、常に除去するなどその整備に留意すること。

(2) 水泳訓練

ア 訓練前の措置

- (ア) 海浜、河川等で訓練を行うときは、過去の訓練実績にかかわらず、新たな角度から指導者が訓練現場の实地踏査を行い、訓練方法、輸送経路・方法等を検討して計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。
- (イ) 水泳訓練は、日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に基づき、日本赤十字社都道府県支部が認定する水上安全法指導員又は水上安全法救助員及び救急法指導員又は救急法救急員(以下これらを「指導員等」という。)による指導(監視)体制を執り、訓練者の数、経験、技能、訓練時間、場所、内容等に応じ、常に訓練者を掌握できるように指導、監視、救護等の任務分担を定めておくこと。
- (ウ) 訓練者以外の利用者が多数いる場所で訓練を行うときは、訓練者を特定するため、同色の帽子又は技能の程度に応じて識別できる帽子を着用するなどの方法をとること。
- (エ) 救命・救急用具等は、必ず事前に準備点検しておくとともに、訓練現場に携行し、事故が発生したときは、直ちに使用できる状態にしておくこと。
- (オ) 事前に訓練者の健康状態を点検し、必要に応じて健康診断を受けさせるなどの方法により、訓練不適格者の発見に努めること。
- (カ) 訓練前には、水面及び水中の温度を調査し、水温が18度以下の場合、特別の訓練を経験した者以外には訓練を行わせないこと。

イ 訓練中の措置

- (ア) 訓練の実施前には、指導員等が入水方法の模範を示し、訓練上の安全を確認した上で、現場の条件に応じた具体的な注意を行うこと。
- (イ) 海浜、河川等で集団による水泳訓練を行うときは、気象条件等を

考慮に入れ、訓練の安全圏を物理的に表示し、安全圏内で行うとともに、指導員等が陸上、水中(訓練者より深い場所に位置する。)及び舟艇等に位置し、隙のない監視体制の中で行うこと。

(ウ) 訓練者には、必ずバディシステムによる相互の安全確認を行わせること(1人の指導員等が受け持つバディ数は、5、6組までとする。)

(エ) 訓練者を、水上安全法による入水法で段階的に入水させ、その都度訓練者の体調の点検を行うこと。

(オ) 訓練者の安全確認及び訓練による疲労の軽減のため、一定時間(5分ないし10分)ごとに休憩し、必ず人員点呼を行うこと。

ウ 訓練終了後の措置

(ア) 訓練終了直後に人員点呼を行うこと。

(イ) 訓練者の衛生保持、疾病予防等のため、必ずシャワー、入浴等を励行させること。

(ウ) 訓練終了後の単独水泳による事故を防止するため、衣服を着た後に、最後の点検を行うこと。

(エ) 訓練終了後、訓練者の健康状態を点検し、異常を訴える者があれば必ず医師の診断を受けさせること。

(3) 登山訓練

ア 訓練前の措置

(ア) 指導者は、事前に訓練コース等の実地踏査を行い、山岳の状況に応じたコース、日程、装備、食糧等の訓練計画を策定するとともに、事前にその内容を訓練者に周知徹底しておくこと。

(イ) 登山技術、気象判断等の基礎的な技術等については、あらかじめ机上訓練、図上訓練等による教養を行うこと。

(ウ) 装備品は、常に点検整備し、適正な管理を行うとともに、その着脱及び取扱い要領については、機会あるごとに訓練を行っておくこと。

(エ) 通信連絡体制を確立しておくこと。

(オ) 不測の事故を考慮し、救急薬品の携行、救急措置等に留意するとともに、緊急避難ルートについて検討しておくこと。

イ 訓練中の措置

(ア) 肉体的疲労及び緊張による精神的疲労が大きいため、適宜休憩し、その都度、人員の点呼を励行すること。

(イ) 岩場、雪渓その他危険地帯の通過等については、あらかじめ安全措置を講じ、安全を確認した上で実施すること。

(ウ) 気象条件の変化に細心の注意を払い、低気圧等の接近時は登山を中止すること。また、天候の激変や危険が予想される時は、訓練の中止、退避、脱出等冷静な判断と勇気のある行動を取るよう指導しておくこと。

(エ) 訓練中に道に迷ったと判断したときは、無謀な行動は避け、できる限りその場から離れず、冷静な判断のもとに身の安全を確保して救出を待つよう指導しておくこと。また、雪崩、落石、雷雨等の起こる場所を避けて待避するよう指導しておくこと。

ウ 訓練後の措置

(ア) 訓練記録を作成し、次の訓練資料の参考に資すること。

(イ) 使用装備品の手入れ及び補修を完全に行うこと。

(4) 走訓練

ア 訓練前の措置

(ア) 平素の健康診断、脈拍・体力測定等の結果等から、訓練者個々の健康状態、体力及び運動能力を把握するとともに、勤務状況、生活状況等の把握にも配慮すること。また、必要があると認めるときは、訓練前に医師の健康診断を受けさせること。

(イ) 訓練に際しては、体調について正確な申告を行わせるとともに、訓練者の動静や表情を観察するなど、体調点検を徹底すること。特に、高温時、寒冷時においては、入念な体調点検を行い、体調に異常が認められる者に対しては、訓練を中止するなどの措置を執ること。

(ウ) 訓練者に対しては、自己の体力を過信させないようにするとともに、過度な競争意識を持たせないようにすること。

(エ) 訓練者の年齢、性別、体力、訓練の練度、勤務状況、気象状況等を踏まえた訓練計画を策定するとともに、トレーニングの漸進性の原則に従って、段階的に運動負荷をかけるようにすること。特に、夏期においては、暑さに慣れさせるため段階的訓練の実施に配慮すること。

(オ) 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装、装備等を決定するなど、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。

(カ) 訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ、安全な場所で行うこと。この場合において、指導者は、事前に実地踏査を行い、訓練人員、訓練方法、道路環境等を検討して事故防止に十分に配慮した計画を策定すること。

(キ) 救護体制を確保するとともに、一時救命処置について必要な教養

を実施しておくこと。また、競技会を行うときは、努めて保健師及び救急法指導員を会場に配置すること。

(ク) ウォーミング・アップを十分に行わせること。特に寒冷時には入念なウォーミング・アップを行わせること。

イ 訓練中の措置

(ア) 訓練中の異常を早期に発見するため、訓練者の人数、訓練場所等に応じた監視要員を配置すること。訓練のコースが長距離に及ぶときは、救護車、伴走車等の追従による監視及び訓練者相互による安全確認により、異常者の早期発見に努めること。特に、競技会等においては、ゴール前後の動静に注意すること。

(イ) 訓練者の疲労の程度等に応じ、運動と休息のバランスを図るものとし、特に夏期においては、休憩の回数を増やして適宜水分を摂らせるようにすること。

ウ 訓練後の措置

(ア) クーリング・ダウンを十分に行うこと。

(イ) 訓練終了時においても、人員点呼及び体調点検を行うこと。また、努めて脈拍、血圧等を測定させ、安全管理の参考とすること。

(ウ) 疲労回復方法、健康管理等について指導するとともに、平素の自己管理及び体力錬成を徹底させること。